

上田市除雪対応マニュアル

自助・共助・公助そして「ご近助」
道路の除雪は市民と行政の協働で！



(令和5年10月)

上　田　市

目次

I 上田市除雪対応マニュアルの概要

1 背景	2 ページ
2 基本方針	2 ページ
3 全体計画（除雪体制フロー）	3 ページ

II 除雪実施計画

1 降雪時の活動体制	4 ページ
(1) 都市建設部の職員配備体制	4 ページ
2 除雪活動計画	6 ページ
(1) 幹線道路の除雪	6 ページ
(2) 生活道路の除雪	8 ページ
(3) 公共施設の除雪	9 ページ
(4) 要支援者宅の除雪	10 ページ
(5) 排雪場所の確保	10 ページ
3 除雪に対する支援・補助	11 ページ
(1) 除雪機購入の補助	11 ページ
(2) その他除雪等への支援・補助	11 ページ

III 情報の収集・伝達

1 情報の受発信体制	11 ページ
2 情報伝達手段	12 ページ
3 啓発活動	12 ページ

(巻末／除雪路線図)

I 上田市除雪対応マニュアルの概要

1 背景

平成26年2月14日から15日にかけての大雪は、上田市中心部で観測史上最大の積雪76cmを記録し、家屋の損壊や農業施設の倒壊など大きな被害を与えるとともに、道路やバス・鉄道等の交通機能が麻痺し、市民生活に多大な影響を及ぼした。

国や県、市により懸命な除雪作業が実施されたが、記録的な大雪に加え、委託業者や除雪機械の圧倒的な不足で除雪作業が追い付かず、幹線道路の長時間にわたる渋滞や通行止め、車両の立ち往生などが市内各所で多数発生し、交通障害や道路の寸断で通勤、通学はもとより物流等にも影響を与えるなど、市民の日常生活に大きな混乱をもたらした。

本マニュアルは、こうした経験や教訓を今後に活かし、降雪時の迅速な初動対応や除雪対策が図れるよう上田市の除雪体制を明確に示すことを目的に策定した。

また、策定にあたっては「上田市地域防災計画」や「上田市職員応急対策マニュアル」、「上田市災害検証チーム」による大雪災害検証結果を踏まえ、「上田市除雪対応マニュアル」としてまとめた。

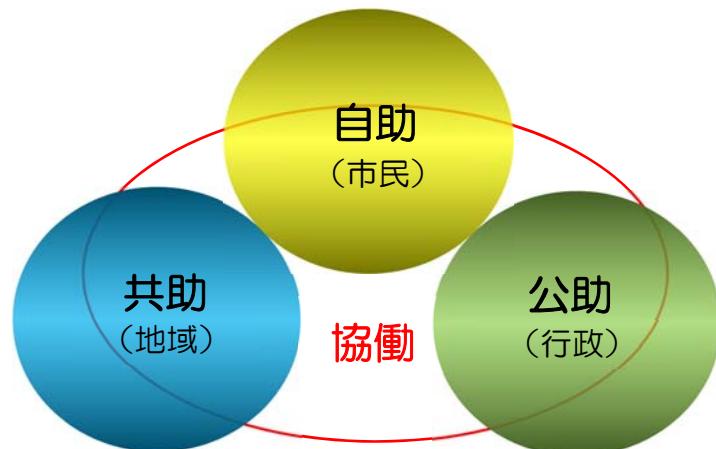
2 基本方針

§ 市民と行政がそれぞれの役割を分担した『自助・共助・公助』による協働の除雪体制

雪害は、他の気象災害と比べ、市全域またはかなり広い範囲に渡るものであると同時に、市民生活や経済活動に大きな影響を与える。

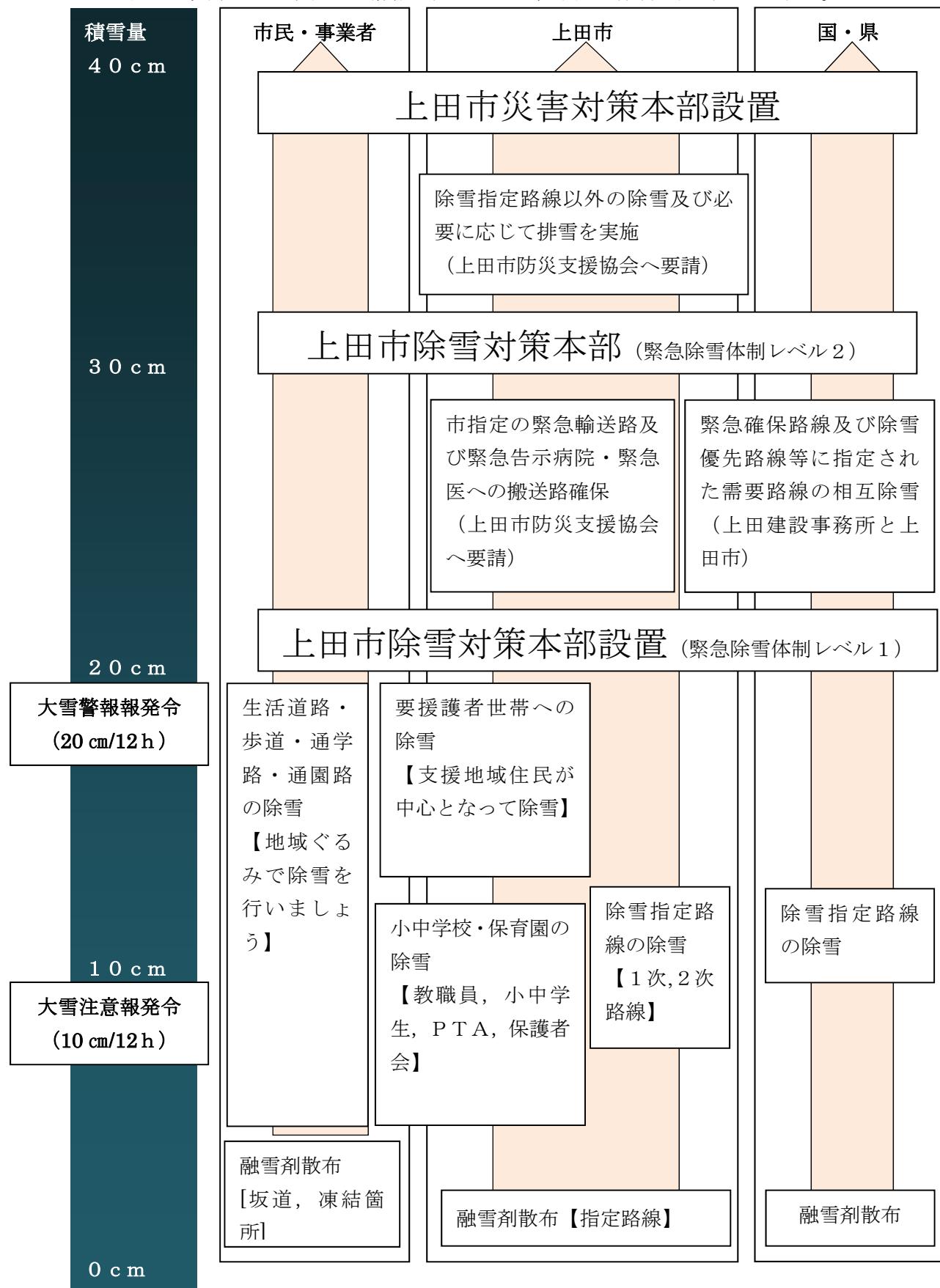
そのため、市は関係機関と連携を図り、十分な体制を整えておくことは当然のことであるが、高齢者の増加や核家族化、市民ニーズの多様化で道路の除排雪に関する要望が増加する反面、長引く景気の低迷や公共事業の減少で除雪を請け負う建設業者や除雪機械が不足し、オペレーターの高齢化で担い手が確保できないなど、市の除雪体制にも限界がある。また、行政で全ての道路の除排雪を行うには、莫大な経費と時間も要する。

このため、市民生活の早期復旧には、行政と地域、市民一人ひとりがそれぞれ役割を分担し、地域が一体となり連携して除雪に取り組み、市民生活と社会活動の早期回復を図っていく。



3 全体計画（除雪体制フロー）

○市内の観測点・気象台から情報提供をもとに、下図の体制で除雪を実施する。



II 除雪実施計画

1 降雪時の活動体制

円滑で迅速な除雪を実施するため、降雪時には以下のような活動体制を敷くものとする。

(1) 都市建設部の職員配備体制（除雪対策に関する体制）

幹線道路を中心とした除雪対策に関する活動体制は都市建設部内で編成・統括するものとする。なお、災害対策本部が設置された場合、都市建設部（除雪対策本部）は災害対策本部に統合し、同本部の指揮下に入るものとする。

第一次除雪体制（注意体制）…大雪注意報発令で都市建設部土木課及び各地域建設課職員は必要に応じ出動体制をとる。

第二次除雪体制（警戒体制）…大雪警報発令で都市建設部土木課及び各地域建設課職員は24時間交代で職場待機及び必要に応じ応援体制をとる。

緊急除雪体制（レベル1）……市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね20cm以上になり、さらに積雪が見込まれるときに都市建設部土木課及び各地域建設課全体体制。（**除雪対策本部設置**）

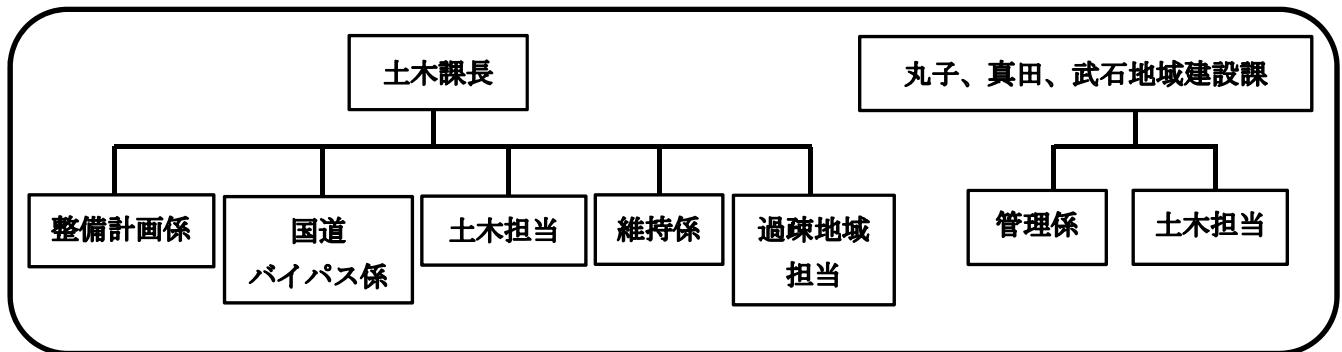
緊急除雪体制（レベル2）……市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね30cm以上になり、さらに積雪が見込まれるときに都市建設部全課全体体制。

全体除雪体制………市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね40cm以上になり、さらに積雪が見込まれるときに災害対策本部体制をとる。（**災害対策本部の設置※**）

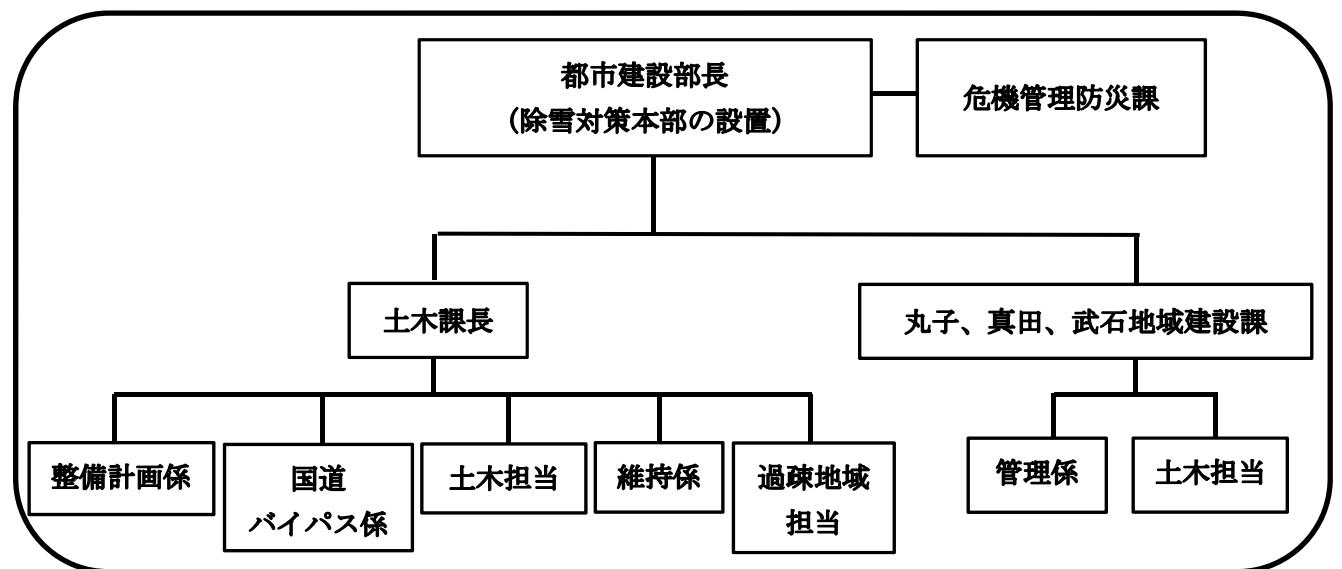
※ 災害対策本部が設置された場合、除雪対策本部は災害対策本部に統合

- 真田地域及び武石地域については、豪雪地区であることから、上記の職員配置体制にとらわれずに状況に応じた体制とする。

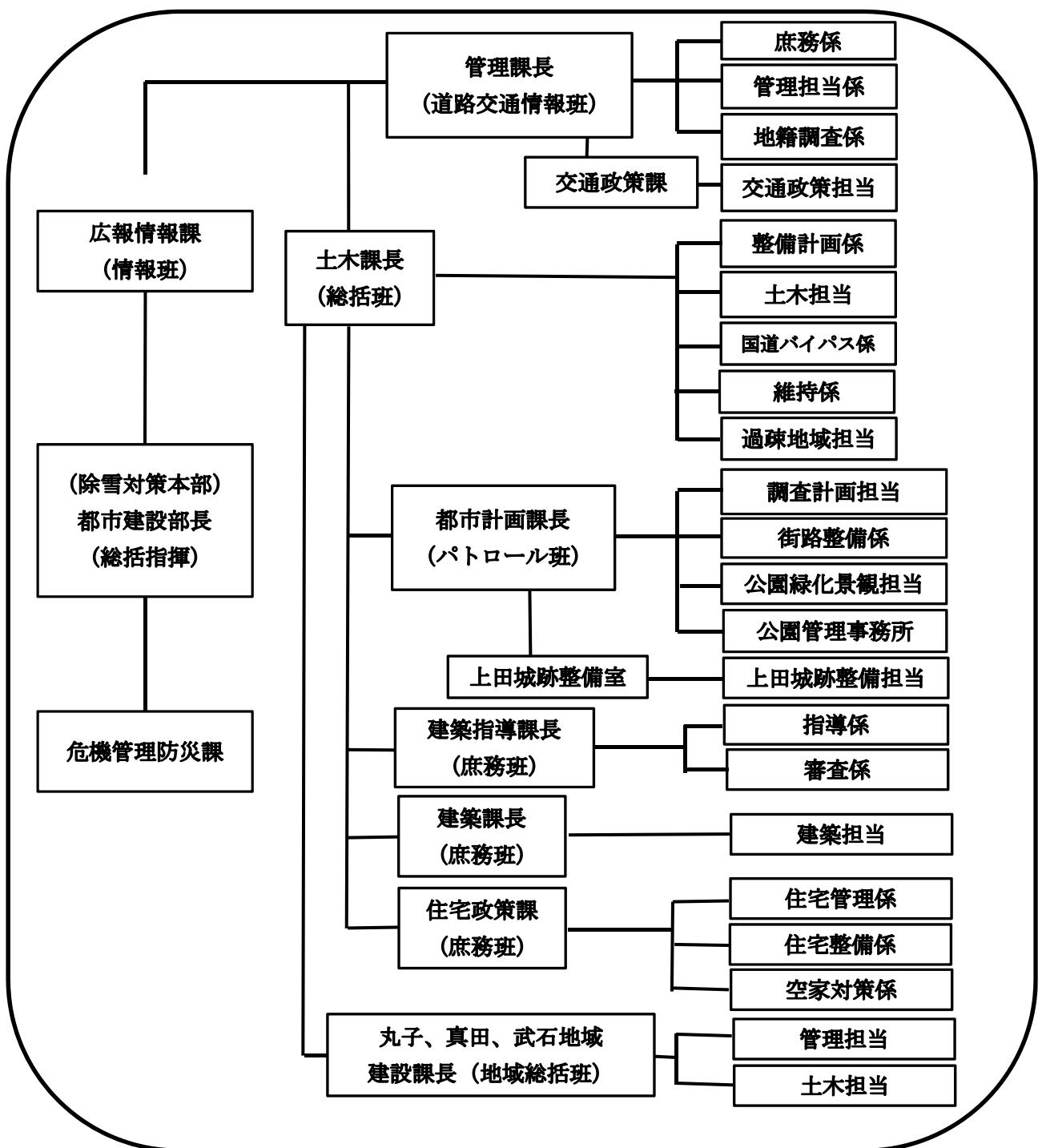
○第一次除雪体制及び第二次除雪体制フロー



○緊急除雪体制（レベル1）フロー



○緊急除雪体制（レベル2）フロー



注1) 長野地方気象台が発表する大雪関連の警報等の発表基準（令和5年6月8日現在）

【特別警報】数十年に一度の大雪となる大雪が予想される場合

【警 報】菅平周辺を除く地域：12時間降雪の深さ 20cm 菅平周辺：12時間降雪の深さ 25cm

【注意報】 菅平周辺を除く地域：12時間降雪の深さ 10cm 菅平周辺：12時間降雪の深さ 15cm

注2) 「降雪の深さ」は、市が独自に設置した積雪計の観測値及び長野地方気象台が発表する情報により判断する。

2 除雪活動計画

高速道路・国道・県道及び市道の幹線道路については、「長野県雪対策道路連絡会議」「上田建設事務所除雪連絡会議」において、異常豪雪時等における幹線道路の通行確保に向けて、関係機関との連携強化を図りながら除雪をする。

(1) 幹線道路の除雪

除雪の出動基準は、その路線の重要度、沿道状況等を勘案して一次出動と二次出動の2段階で指定路線を設定し、①降雪が下記の出動基準に達した場合、②受託者の自主判断、③担当課の指示により出動する。

◎一次出動路線【幹線道路】

- ・積雪が概ね 10 cmのときに出動する。
- ・峠等の路線は、積雪状況により早めに出動する。

◎二次出動路線【補助幹線】

- ・積雪が 10 cm以上で、気象状況等から引き続き降雪が予想される場合に出動する。
＊真田地域においては、二次出動路線は設定しない。

◎緊急対応路線（レベル1）【緊急輸送路及び緊急告知病院搬送路・緊急医】

- ・市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね 20 cmを超え、さらに積雪が見込まれる場合は、都市建設部長（除雪対策本部設置）の指示により市指定の緊急輸送路及び緊急告示病院・緊急医への搬送路を確保する。

◎緊急対応路線（レベル2）【優先道路】

- ・市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね 30 cmを超え、さらに積雪が見込まれる場合は、都市建設部長（除雪対策本部）の指示により市指定の優先道路を確保する。

◎排雪

- ・大雪により除雪した結果、主要道路における幅員確保が困難となり、著しく通行に支障がある場合は、雪捨て場を指定して排雪作業を実施する。

◎凍結防止剤散布

- ・指定路線の路面が凍結または凍結の恐れがある場合、または受託者の自主判断及び担当課の指示により出動する。

◎その他

- ・早朝の除雪等は、通勤、通学の時間帯までに終了させるものとする。

① 除雪計画路線

地域 自治 センター名	区 分	指定路線数	総延長
上田	一次路線	89路線	123.2km
	二次路線	30路線	23.1km
	計	119路線	146.3km
丸子	一次路線	33路線	52.3km
	二次路線	7路線	7.8km
	計	40路線	60.1km
真田	一次路線	90路線	70.4km
	計	90路線	70.4km
武石	一次路線	103路線	64.1km
	二次路線	11路線	6.2km
	計	114路線	70.3km
合計		363路線	347.1km

② 凍結防止剤散布路線

地域 自治 センター名	指定路線数	総延長
上田	101路線	138.8km
丸子	27路線	47.3km
真田	5路線	4.4km
武石	12路線	24.3km
合計	145路線	214.8km

③ 定置式凍結防止剤自動散布装置

地域自治センター名	路線名	設置箇所	設置数(箇所)
上田	神畠原峠線	上田市御所他	3
	川辺町国分線	上田市国分	1
	計		4
丸子	丸子北御牧線	上田市塩川	2
	計		2
合計			6

*定置式凍結防止剤自動散布装置とは、
気温、路面温度などの気象条件を感知し、
条件によって自動的に凍結防止剤を
路面に散布する設備です。



④ 除雪業務委託

除雪業務の委託契約については、それぞれの地域発注課で行い、委託契約期間は
12月1日から翌年の3月31日までとする。

(2) 生活道路の除雪

市では、冬期間の道路交通の安全・安心を確保するため、道路除雪計画に基づき、
除雪指定路線（幹線道路・峠道など）の除雪作業を実施しています。除雪指定路線以外の道路の除雪については、市民の皆さまのご協力をいただいているところですが、
本年度もよろしくお願ひします。

① 生活道路・歩道及び出入口部分の除雪

生活道路・歩道などの除雪は、市民・事業者の皆さんのご協力をお願いします。
また、除雪車が通過した後、住宅や会社の出入口をふさいでしまうことがあります
が、各家庭や会社で道路脇に片付けるなど、ご協力をお願いします。

② 通学路・通園路の除雪

学校の通学路や保育園等の通園路は当然延長距離も長く、学校や園、P T A等の
力だけでは到底対応できるものではなく、通学路の近隣住民など地域の協力が不

可欠です。

教育委員会と各学校長、こども未来部と各園の園長が中心となって、P T Aと保護者会、そして各地域への理解を呼びかけ、安全な通学路・通園路の確保に向けた協力体制を図りながら除雪への協力をお願いします。

③ ごみステーション・消火栓・バス停留所まわりの除雪

関係者が中心となって、近隣の方々による除雪をお願いします。

④ 道路への雪出しや水路への雪捨ての禁止

道路に出された雪は圧雪され、凹凸状況になり事故の原因となります。また、水路へ雪を捨てる、雪が詰まり水害が発生しますので雪を捨てないでください。

⑤ 路上駐車の禁止

路上駐車は除排雪作業を遅らせます。路上駐車をしないよう心がけましょう。

また、除排雪作業により通行止めとなることがありますので、ご協力をお願いいたします。

⑥ 路面凍結防止剤の散布

生活道路の凍結防止のため、自治会の要望により凍結防止剤を配布しています。日影などの凍結している市道に散布をお願いします。凍結防止剤(1袋当たり 25 kg)の配布は、都市建設部土木課、各地域建設課で行っております。

なお、豊殿、塩田、川西の各地域自治センター、城南、上野が丘、西部、神川地区の各公民館においても凍結防止剤の配布を行っております。

(3) 公共施設の除雪

市の公共施設は、各施設を所管する関係部局が主体となって除雪等の対応にあたるものとする。なお、円滑かつ迅速な除雪の実施のため、各施設の所管課等は除雪実施箇所や人員配置等を示した「除雪実施計画」や対応マニュアル等をあらかじめ作成し、降雪期に備えた体制を整備しておく。

① 小中学校の除雪

学校施設は敷地面積が広く、また、除雪を必要とする場所も多くある。そのため、積雪量によっては教職員や児童、生徒の力だけでは対応できない場合がある。よって、教育委員会や各学校長が中心となって、降雪時の対応を十分計画・検討しておくとともに P T A や地域の協力体制を図りながら除雪をする。

② 保育園・公立幼稚園の除雪

保育園を休園にすると保護者が会社を休まざるを得ない事態が発生するため、大雪時でも休園することはなかなかできない施設であることから、健康こども未来部や各園の園長が中心となって、降雪時の対応を十分計画・検討しておくとともに保護者会や地域の協力体制を図りながら除雪をする。

③ その他公共施設の除雪

各公共施設を所管する施設管理者は、除雪の開始時期や職員招集のタイミング、除雪実施場所、人員配置、必要な資器材の確保など、降雪量に応じた体制や計画、対応マニュアル等を作成し、大雪に備えた除雪体制を図りながら除雪をする。

(4) 要支援者宅の除雪

一人暮らしのお年寄りや障がい者などの災害時要支援者は除雪に限らず、地震等の災害発生時には最も立場が弱く、また被災する可能性も高いことから、隣近所や地域の協力や助けが非常に重要です。

市と地域、関係団体等が連携して災害時要支援宅の除雪等に対応するとともに、災害時に備え、以下の取り組みを実施・推進していく。

- 自治会や民生児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と協力・連携して除雪等の対応にあたれる体制の整備
- 「住民支え合いマップ」の活動とマップの定期的な更新・見直し
- 市民ボランティアの活用も視野に入れ、いざという時、ボランティアの受け入れ等がスムースにできるよう準備

(5) 排雪場所の確保

毎年、大雪時に対応できるよう、上田市の公共施設や河川敷などを公共の雪捨て場として確保し、必要に応じて雪捨て場の開設及び管理を行っています。

開設は、上田市除雪対策本部設置後に可否を決定します。

(雪と一緒に、土砂やごみを持ち込まないでください。)

3 除雪に対する支援・補助

(1) 令和5年度 除雪機購入の補助（環境政策課）

上田・丸子・武石地域

小型除雪機購入の1/2（限度額30万円）を補助する。（自治会・区が対象）

真田地域

小型除雪機購入の8/10（限度額60万円）を補助する。（自治会・区が対象）



(2) その他除雪等への支援・補助

大雪等により雪害が発生し、災害対策部が公的補助の必要性を認めた場合に限り、市は各自治会が独自で実施した除雪経費の一部負担や交付金の交付、被害の程度に応じた見舞金等の支給を行う。（雪害対策交付金の交付、災害見舞金の支給）

III 情報の収集・伝達

1 情報の受発信体制

各部局（対策部・班）は、「上田市職員応急対策活動マニュアル」の役割に応じ、災害（雪害）の発生前・発生時・発生後の各段階において必要な各種情報の収集と現状把握に努め、府内における情報の共有を図るとともに、関係機関や市民等に対し迅速かつタイムリーな情報提供を行うものとする。

その際、情報の収集と集約、発信に混乱や遅延が生じないよう各部局（対策部・班）に連絡要員を配置するなど、円滑な情報受発信体制を敷くものとする。

なお、収集した情報の集約及び府内共有する仕組み・方法等については、別途マニュアルで示す。

- (別添) 「災害時における各種情報の収集・集約及び府内共有化マニュアル」参照

2 情報伝達手段

ホームページやメール発信、有線放送など、様々な媒体を活用して広く情報発信を行っていくものとする。

なお、情報伝達にあたっては、インターネットに不慣れな市民や観光客など、世代や立場による情報格差にも配慮し、状況に応じて自治会や民生児童委員等を通じて情報提供を行うなど、最も効果的な伝達手段や媒体を選択して実施するものとする。

3 啓発活動

除雪への協力や雪害への備え、家庭における食料の備蓄など、平時における啓発活動を敵宜実施し、除雪への協力と理解を呼びかけておくものとする。

(除雪路線図／巻末)

○問い合わせ先

問い合わせ内容	担当課	連絡先
上田地域の市道除雪及び凍結防止剤の配布	都市建設部 土木課	TEL : 22-4100 (代表) TEL : 23-8242 (直通) TEL : 23-5126 (直通)
丸子地域の市道除雪及び凍結防止剤の配布	都市建設部 丸子地域建設課	TEL : 42-3100 (代表) TEL : 42-1031 (直通)
真田地域の市道除雪及び凍結防止剤の配布	都市建設部 真田地域建設課	TEL : 72-2200 (代表) TEL : 72-4331 (直通)
武石地域の市道除雪及び凍結防止剤の配布	都市建設部 武石地域建設課	TEL : 85-2311 (代表) TEL : 85-2793 (直通)
除雪機購入の補助	環境部 環境政策課	TEL : 22-4100 (代表) TEL : 23-5120 (直通)
国道18号及び 国道18号バイパスの除雪	国土交通省長野国道事務所 上田出張所	TEL : 22-2737
3ヶタ国道及び県道の除雪	長野県建設部上田建設事務所	TEL : 23-1260